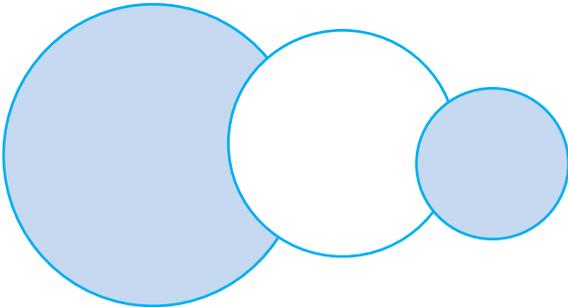


參考資料



参考資料

1 検討経過

年月日		区分	内容
平成 29 年 (2017 年)	8 月 17 日	第 1 回 都市計画審議会	○都市計画マスタープラン見直しの目的、位置づけ等 ○都市計画マスタープラン見直しの体制、スケジュール ○芦屋町の現況と動向等
	12 月 4 日	第 2 回 都市計画審議会	○まちづくりの主要課題 ○計画の全体構成 ○全体構想（基本構想）
平成 30 年 (2018 年)	1 月 10 日	第 3 回 都市計画審議会	○芦屋町都市計画マスタープラン（素案）
	2 月 1 日 ～2 月 28 日	パブリックコメ ント	○芦屋町都市計画マスタープラン（素案） ※実施結果：提出意見なし
	3 月 9 日	答申	○都市計画審議会より都市計画マスタープラン（案）の答 申
	3 月 14 日	成案化	○芦屋町都市計画マスタープラン

2 委員名簿

《都市計画審議会》

区分		氏名	所属・役職等
1	学識経験者	内田 晃	北九州市立大学 地域戦略研究所
2	学識経験者	藤崎 英毅	住宅アドバイザー
3	学識経験者	吉永 武	元職員
4	学識経験者	吉永 彰	有限会社 設計室パル 代表取締役
5	住民代表	石川 智雄	区長会 会長
6	住民代表	吉田 英治	商工会
7	住民代表	中山 孝泰	農業委員会
8	住民代表	草野 智恵子	婦人会
9	住民代表	丹生 愛子	女性防火・防災クラブ
10	行政機関	平田 泰雄	北九州市土整備事務所 建築指導課建築審査係長

3 用語の解説

五十音	用語	解説
あ行	沿道	道路に沿った地域ののこと。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼など、建物によって覆われていない土地の総称のこと。
か行	街区公園	主に街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 250m の範囲内で面積 0.25ha を標準として配置する公園のこと。
	開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。
	改良済延長	道路用地が計画幅員どおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長のこと。
	概成済延長	概成済とは、改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間の延長のこと。
	給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。
	協働	住民、企業、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取り組みや事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。
	居住環境	すまいの快適さなどに影響を及ぼす周囲の自然・社会環境のこと。
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 500m の範囲内で面積 2ha を標準として配置する公園のこと。
	経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地の面積のこと。経営体が所有している耕地のうち貸しつけている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたもの。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置し、管理する下水道のこと。
	公共交通	鉄道、バス、船舶、飛行機等の不特定多数の人々が利用する交通機関のこと。
	交通安全施設	交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して、都道府県警察（公安委員会）が整備するもの（交通管制センター、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等）と、市町村などの道路管理者が整備するもの（街路照明灯、カーブミラー、街路柵、車止めポール等）がある。
	交流人口	その地域に住む居住者に対し、観光客のように他の地域から来訪してくる人数。
	国勢調査	国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査のこと。5年ごとに実施している。
コンパクトな都市づくり	今後、高齢化社会の進展や環境問題等を踏まえ、住居、店舗その他の施設が郊外に分散的に立地しているのではなく、徒歩・自転車及び公共交通等を充実させて、中心市街地を中心に一定の範囲にコンパクトに集まった都市を形成するまちづくりを目指すこと。	
さ行	市街地開発事業	総合的な計画に基づいて公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもので、土地区画整理事業などのこと。
	自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと。

五十音	用語	解説
さ行	重要文化財	日本に所在する建造物、美術工芸品、考古資料、歴史資料等の有形文化財のうち、歴史上・芸術上の価値の高いもの、または学術的に価値の高いものとして文化財保護法に基づき日本国政府（文部科学大臣）が指定した文化財のこと。
	循環型社会	地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換をイメージし、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくする社会のこと。
	処理人口	（下水道）処理人口は、下水道を利用できる地域の人口のこと。
	生活環境	人間の日常生活に直接・間接の影響を与える、大気や水・大地などの自然的・社会的状況のこと。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。
	総合公園	総合公園は、都市公園の一種。都市基幹公園に分類され、「都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する」公園のこと。
	総合振興計画（総合計画）	自治体の全てのまちづくりの基本となる最も上位に位置づけられた計画のことで、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成され、まちづくりを行う住民と行政の指針となるもの。
た行	地区計画	地区の特性に応じた良好な環境の整備や保全のための方針と具体的な整備計画を、住民と行政が連携して定める都市計画のこと。
	都市機能	一般的には、人々が暮らす上で必要となる、政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能などのこと。
	都市計画区域	都市計画を策定する場ともいべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域のこと。
	都市計画制度	都市計画とは、自分たちの住むまちの健全な発展と秩序ある整備を行っていくために、土地の使われ方・建て方、道路や公園などの都市施設の整備、土地区画整理や市街地開発などの事業を行い、まちづくりを進めていくためのルール。都市計画制度は、このルールの実効性を担保するために土地所有権などの私権に対して制限を行って行くもの。
	都市計画区域マスタープラン	市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画のこと。
	都市計画公園	都市計画法に基づき、都市計画でその区域が定められている公園、緑地。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
	都市構造	都市の骨格となる交通網や土地利用をベースに、都市の姿を概念的に簡単に表現すること。
	都市施設	道路、公園、水道、学校、病院など、都市計画に定めることができる都市に必要な施設のこと。
	土地区画整理事業	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業のこと。

五十音	用語	解説
な行	農業振興地域	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域のこと。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。
は行	ハザードマップ	洪水や津波などの自然災害に対して危険なところを示した地図のこと。
	バリアフリー	高齢者や障がい者などが生活や活動をする上で、障がいとなっている部分を除去すること。
や行	用途地域	良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制、誘導をする制度のこと。
ら行	ライフライン	ガス・水道・電気・電話・流通などの生活を支えるシステムのこと。
	レクリエーション	仕事や勉強などの疲れを癒やすため、娯楽、余暇、レジャーなどで楽しむこと。